

○桐生市史編さん審議会条例

(令和4年3月23日 桐生市条例第9号)

(設置)

第1条 桐生市史(以下「市史」という。)の編さんのため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、桐生市史編さん審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市史編さんの基本方針及び基本計画に関することについて、審議し、答申する。

2 その他市史編さんに関して必要と認められる事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 教育、学術、文化、産業等の関係団体又は機関を代表する者

(3) 市民団体の代表

(4) 公募市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市史編さんに関する事務を所管する部署において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和31年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 伝統的建造物群保存地区保存審議会の部の次に次のように加える。

市史編さん審議会	会長	1日につき	9,200円
	委員	1日につき	8,000円